

## 東京医療保健大学保健センター規程

### (目 的)

第1条 この規程は、医療人を育成する本学の役割に照らして学生の健康保持が教育活動の根幹であることに鑑み、東京医療保健大学保健センター（以下、センターという）に関して必要な事項を定めることにより、教育及び学生生活の向上に資することを目的とする。

### (構 成)

第2条 センターは、次の者をもって構成する。

- (1) 専任教員たる学校医（以下、統括学校医という） 1名
- (2) 専任教員たる産業医 1名
- (3) 感染制御学教育研究センターに所属する教育職員 若干名
- (4) 教職課程を担当する教育職員 若干名
- (5) 学生支援センター長 1名
- (6) 各キャンパスで学校保健に従事する保健師もしくは養護教諭免許状を有する看護師 キャンパスごとに1名
- (7) 公認心理師 1名
- (8) その他委員長が必要と認める教職員 若干名

(センター長及び副センター長)

第3条 センター長は、統括学校医をもって充てる。

2. 副センター長は、前条第3号もしくは第4号の委員から学長が選任する。

### (業 務)

第4条 センターは、第1条の目的を達するため次の業務を行う。

- (1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第二章及び第三章の各条において学校が行うべきとされている業務に関すること
- (2) 健康危機管理事態における情報共有に関すること
- (3) 学生の身体的および精神的な健康の増進に関すること
- (4) その他学長が学校保健を推進するために必要と認めたこと

(保健センター運営会議)

第5条 センターの運営に必要な事項を審議するため保健センターに保健センター運営会議を置き、必要に応じてセンター長が招集する。

2. センター長が必要と認めるときは、前項の会議に委員以外のものにも出席もしくは資料の提出を求めることができる。

(保健センター等の権限)

第6条 センターは、第4条の業務に関し、各部局に対して必要な指示をすることができる。

2. 前項に関わらず、統括学校医は学校保健安全法施行規則第22条の権限に基づき、前項の指示をすることができる。

3. 統括学校医は、必要と認めるときは、専任教員でない学校医を指揮し、当該学校医の任地であるキャンパスに所在する部局に対して前項の指示をすることができる。

### (心身の健康保持に関する理念)

第7条 センターは、世界保健機関が定める健康の定義及び理念にもとづき、からだの健康

ところの健康が等しく重要であることを踏まえて、その双方が増進されることを旨として業務を行うものとする。

(産業医等との連携)

第8条 センターは、産業医との連携を図りつつ業務を行うものとする。

2. センターは、衛生委員会との情報共有に努めるものとする。

3. センターは、産業医または衛生委員会からの委嘱を受けて労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第六章の各条に基づき事業場が行うべき業務を行うことができる。

(庶務)

第9条 センターの庶務は、学生支援センターが処理する。

(雑則)

第10条 センターの運営において必要な事項は、委員会において別に定める。

2. 前項に関わらず、センター長は健康管理危機事態が生じていると認めるときは、前項の事項について専決することができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学経営会議にて決定する。

附 則

1. この規程は、令和5年5月10日から施行する。

2. 第2条第6号の規程にかかわらず、当面の間、保健師もしくは養護教諭免許状を有する看護師でない者（以下、みなし構成員という）を、構成員とすることができる。

3. みなし構成員は、学校保健に関する知識の向上に努めるものとする。